

# 仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度広報もりおか制作支援業務委託

## 2 業務の目的

広報もりおかは、市政情報を市民に適時的確に伝えるとともに、市民の暮らしに役立つ身近な情報や盛岡のことがよく分かる読み物などを掲載することにより、市政への関心と盛岡への愛着を市民に深めてもらうことを目指している。本業務は、市が伝えたいことをさらに効果的に伝えるため、紙面制作の一部を委託し、紙面のデザインや文章表現などについて民間事業者の専門的知見を活用しようとするものである。

## 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 実施場所

盛岡市内

## 5 業務内容等

### (1) 業務内容

ア 特集・準特集ページに関すること

- ・ 広聴広報課・担当課等との打合せ
- ・ 掲載テーマに関する情報収集・掲載内容の提案
- ・ 記事の割り付け・デザインの実施
- ・ 校正に基づく記事の修正・再編集
- ・ 広聴広報課との確認調整作業
- ・ 編集データの納品（InDesign・Photoshop・Illustrator・PDF形式のデータ）

イ 表紙に関すること

- ・ 広聴広報課職員が作成した表紙に対し、レイアウトやデザインの提案

ウ 広聴広報課職員に対する広報編集に資する研修の実施

エ その他必要な事項

### (2) 規格等

ア 判型：タブロイド版

イ 回数：12回（毎月）

ウ 頁数：各号2～4ページ

エ 刷色：カラー

オ 文字の大きさ：原則として、本文は10ポイント程度、注釈等は8ポイント以上とする。

カ 編集システム：市が使用しているAdobe社最新バージョンのInDesign、Photoshop、IllustratorのアプリケーションとAdobe Fontsを使用する。

(3) 特集・準特集の制作するテーマ等（予定）

発行月	特集テーマ	ページ	その他テーマ	ページ
6月	新たな気象防災速報について	2		—
7月	クマ出没防止対策	2	連載：盛岡の農業・こどもの権利	1
8月	盛岡の魅力発信①	2	アセットマネジメント	1
9月	認知症特集	2	シティマラソン	1
10月	地域の移動手段を守る	2	秋冬の感染症対策	1
11月	盛岡の魅力発信② (学生記者による広報づくり)	2	—	—
12月	森林づかいイノベーション事業	2	除排雪	1
1月	あの・なはん	2	市・県民税の申告	2
2月	町内会・自治会活動	2	猫の飼い方	1
3月	障がいのある人への合理的配慮	2	(調整中)	1
4月	(調整中)	2	—	—
5月	(調整中)	2	—	—
		計 24		計 9

(4) 制作工程（標準的な日程）

ア 特集・準特集

時期	受託者	市
校了の3カ月前	・担当課・広聴広報課との企画打ち合わせ (掲載内容、レイアウト、取材先等)	・テーマに関連する資料等の提供 ・打ち合わせ結果に基づき、掲載方針の決定
校了の2.5カ月前	・必要に応じて、担当課・広聴広報課と再打ち合わせ	
		・取材等

校了の2カ月前	・市が提供した原稿・写真等の素材により 初校作成（以後、校正は3回程度、広聴広報課経由で実施）	・入稿
校了日	・最終稿を広聴広報課にデータ提出	

#### イ 表紙

時期	受託者	市
校了の1カ月前		・表紙の内容検討 ・初校作成
校了の2週間前	・初校に対する修正案及び手法の提示 (以後、2校の確認)	・初校提出 (2校提出)
校了日		・校了

## 6 権利の帰属

本業務により受注者が制作したものの意匠権、所有権及び一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこと。

## 7 再委託等の制限

- (1) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、盛岡市内に本店又は支店（事業所）を有する事業者を活用するものとする。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

## 8 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。契約終了後も同様とする。

## 9 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）を遵守しなければならない。

## 10 業務完了後の提出書類等

受託者は、制作業務の完了後、月ごとに業務完了届を市に提出しなければならない。

## 11 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。